

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|--|
| 補助金等の名称 | 諏訪市子どもの学習・生活支援事業（模擬試験受験料）補助金 |
| 補助事業等の目標 | 長野県こどもの生活・学習支援事業実施要綱（平成 29 年 6 月 9 日付け 29 こ家第 148 号）に基づき、ひとり親家庭及び低所得世帯の子どもに対し、進学のための受験に向けた模擬試験の受験料を補助し、もってひとり親家庭及び低所得世帯の経済的負担の軽減を図る。 |
| 補助事業等の対象者 | <p>模擬試験日及び補助金を申請する時において、次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>1 次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 諏訪市子どもの学習・生活支援事業に登録している子ども又はその子どもを現に扶養している者。ただし、子どもは申請日時点で 20 歳未満であり次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 中学校 3 年生</p> <p>イ 高校 3 年生又は大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4 年時に限る。）（以下「大学等」という。）の受験資格を持つ者</p> <p>(2) 過去に同一の子どもに対し同一の補助金が交付されていない者</p> <p>2 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年度（4 月から 5 月末までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）</p> <p>(2) 前号に規定している者以外の者であって、第 1 項第 1 号に規定している子どもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくする者を含む。）が申請する月の属する年度（4 月から 5 月末までに申請をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）</p> |
| 補助対象経費 | 進学のための受験に向けた模擬試験の受験料 |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲内において、補助対象経費の額とする。ただし、中学 3 年生においては 6,000 円を上限とし、大学等の受験資格を持つ者においては 8,000 円を上限とする。 |

| | |
|----------------|---|
| | 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 |
| 補助事業等の 評価 | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の 開始時期 | 令和6年11月7日 |
| 補助事業等の 終了時期 | 令和9年3月31日 【終期が3年を超える場合の理由】 |
| 情報の 公表の方法等 | 補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。 |
| その他 | |
| 提出書類 | <p>補助金の交付を受けようとする者は、進学のための受験に向けた模擬試験を受験した日の属する年度の3月15日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意により、公簿等により世帯の状況等が確認できる場合は、第1号及び第2号に規定する書類は省略することができるものとする。</p> <p>(1) 補助の対象となる子どもの戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写し (2) 補助事業対象者の第2項の要件を満たしていることが確認できる書類 (3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p> |
| 担当部署 | 諏訪市 こども未来部 こども家庭課 こども相談係 |

令和6年11月7日 制定 (令和6年11月7日施行)

令和8年3月23日 一部改正 (令和8年4月1日 施行)